

1 2 推 第 5 3 3 号
平成 1 2 年 4 月 1 9 日

都道府県知事 殿

農林水産省畜産局長

水産庁長官

水産用ワクチンの取扱いについて

水産用ワクチンの取扱いについては、下記のとおりとするので、御了知の上、関係機関への周知徹底及び指導方よろしく願います。

記

1 使用に当たっての取扱い

養殖業者等が、水産用ワクチンを使用しようとする場合には、あらかじめその使用しようとする場所を管轄する都道府県の家畜保健衛生所、魚病指導総合センター、水産試験場等（以下「指導機関」という。）の指導を受け、別記様式第 1 号による水産用ワクチン使用指導書の交付を受けるものとする。

2 販売時の取扱い

動物用医薬品販売業者は、指導機関が交付した水産用ワクチン使用指導書を有する養殖業者等にのみ、当該ワクチンを販売するものとする。

3 都道府県の指導等

- (1) 各都道府県は、地域の実情に応じて、水産用ワクチンの指導機関を定め、管下の養殖業者等に周知させる必要がある。
- (2) 指導機関は、養殖業者等から水産用ワクチンを使用しようとする旨の申し出があった場合には、使用対象魚等を検査の上、使用に関する指導を行う必要がある。

指導を行った養殖業者等に対しては、水産用ワクチン使用指導書を交付する必要がある。

(3) 指導機関は、養殖業者等が水産用ワクチンを使用する場合にも、その使用に当たっての指導を行うとともに、使用時の状況を記録する必要がある。

また、使用後の状況について検査を適宜実施する等使用結果の把握に努める必要がある。

(4) 指導機関は、指導及び検査等の結果を、年ごとに別記様式第2号により取りまとめの上、2年間保存しておく必要がある。

4 その他

水産用ワクチンの使用に係る防疫協議会においては、毎年度、水産用ワクチンの使用状況及び使用結果を検討し、指導内容の向上及び指導機関相互の協力の推進等について協議するものとする。

別紙様式第1号

水産用ワクチン使用指導書

交付番号

交付年月日

1 養殖業者名（事業所番号）

2 指導年月日： 年 月 日

3 指導内容

(1) 対象となる疾病及び該当養殖場における発生状況

(2) 投与予定魚

①魚種及び由来：

②入手日： 年 月 日

③尾数：

④平均魚体重： g

⑤総魚体重： kg

(3) 投与

①投与予定年月日： 年 月 日

②使用ワクチン量： mL（又はL）

(4) 所見

※定められた用法・用量及び使用上の注意等を厳守すること。

住 所

電 話 番 号

指 導 機 関 名

水産用ワクチン使用指導書
(動物用医薬品販売業者控)

交付番号
交付年月日

1 養殖業者名 (事業所番号)

2 指導年月日 : 年 月 日

3 指導内容

(1) 魚種 :

(2) 対象疾病 :

(3) 投与予定年月日 : 年 月 日

(4) 使用ワクチン量 : mL (又は L)

住 所

電 話 番 号

指導機関名

記入上の注意

- 1 魚種及びワクチンの品目別に記入する。
- 2 指導書番号順に全て記入する。
- 3 ワクチンの安全性の判断
 - (1) 「判断年月日」は、ワクチン投与後2週間とし、年度内に判定しない場合は、「留保」と記入する。
 - (2) 「安全性の判断」は、「有」、「無」又は「不明」に○印を付ける。
 - ・「有」とは、通常の水の取扱いに比べ、ワクチン投与水に死亡がほとんど見られなかったものをいう。
 - ・「無」とは、通常の水の取扱いに比べ、ワクチン投与により投与水に死亡がかなり見られたものをいう。
 - ・「不明」とは、ワクチン投与以外の原因により、投与水に死亡がかなり見られたものをいう。
- 4 ワクチンの有効性の判断
 - (1) 「判断年月日」は、投与水の出荷日等適当な時期とし、年度内に判定しない場合は、「留保」と記入する。
 - (2) 「有効性の判断」は、「著効」、「有効」、「無効」又は「不明」に○印を付ける。
 - ・「著効」とは、通常に比べ、対象疾病の発生がほとんど認められなかったものをいう。
 - ・「有効」とは、通常に比べ、対象疾病の発生がかなり少なかったものをいう。
 - ・「不明」とは、対象疾病の発生は認められなかったが、ワクチンの効果によるものかどうか判らないものをいう。
- 5 備考欄には、必要に応じ、ワクチンの安全性又は有効性の判定にかかる事項を記入する。